

食品薬品部

「食品衛生法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等に基づき、県内保健所等から搬入された検体について試験検査を実施した。令和3年度の試験検査の状況は表1に示したとおり、実施総数が1,376検体、33,978項目であり、うち行政検査は1,129検体で82.0%を占めた。その内訳は、精度管理を含めた食品が630検体（55.8%）、医薬品等が469検体（41.5%）、家庭用品が30検体（2.7%）であった。

1 試験検査

1.1 食品関連検査

県内各保健所及び食肉衛生検査所から搬入された収去品及び依頼品について試験検査を実施した。

1.1.1 残留農薬（表2）

農産物は、県内産7品目及び輸入品1品目の42検体について計12,111項目を検査したところ、18検体から基準値未満の農薬を検出した。また、加工食品はブランピング野菜10検体について計690項目を検査し、4検体から基準値未満の農薬を検出した。畜産物は7検体について塩素系農薬計42項目を検査したところ、農薬は検出されなかった。

1.1.2 残留動物用医薬品（表3）

県内で生産された畜水産物3種類19検体と輸入の豚肉及び鶏肉7検体について、合成抗菌剤、内寄生虫用剤、抗生物質及びホルモン剤計318項目の検査をしたところ、いずれも動物用医薬品は検出されなかった。

1.1.3 カビ毒（アフラトキシン）（表4）

県内の菓子製造所に原料として保管されていた輸入ピーナッツ2検体について、総アフラトキシンの検査を実施したところ、全て不検出であった。

1.1.4 放射性物質（表4）

県内産の牛乳、乳児用食品及び一般食品93検体について、¹³⁴Cs、¹³⁷CsをGe半導体検出器付γ線測定器で検査したところ、全て不検出であった。

表1 食品・医薬品等試験検査及び精度管理の実施状況（令和3年度）

区 分	行政検査		調査研究		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
食品検査						
残留農薬	59	12,843	40	4,910	99	17,753
動物用医薬品	26	318			26	318
カビ毒	2	2			2	2
放射性物質	93	186			93	186
組換え遺伝子	14	14			14	14
アレルゲン（アレルギー物質）	20	20			20	20
添加物、食品細菌、乳等の規格等	323	820			323	820
その他（食中毒関連等）			203	1,214	203	1,214
小 計	537	14,203	243	6,124	780	20,327
食品精度管理						
外部精度管理	9	12			9	12
内部精度管理	84	6,338	4	5,401	88	11,739
小 計	93	6,350	4	5,401	97	11,751
医薬品等検査						
医薬品	15	47			15	47
医薬部外品	5	30			5	30
医療機器	3	12			3	12
無承認無許可医薬品	5	20			5	20
無毒大麻	440	1,760			440	1,760
精度管理	1	1			1	1
小 計	469	1,870			469	1,870
家庭用品検査						
繊維製品	30	30			30	30
合 計	1,129	22,453	247	11,525	1,376	33,978

1.1.5 組換え遺伝子（表4）

トウモロコシ加工品4検体について安全性未審査組換え遺伝子の定性試験、大豆穀粒10検体について安全性審査済み組換え遺伝子の定量試験を行ったところ、定性は全て陰性、定量は全て5%以下であった。

1.1.6 アレルゲン（アレルギー物質）（表4）

菓子類等20検体について、表示にない乳又は卵を含んでいないかスクリーニング検査を行ったところ、全て適合であった。

1.1.7 添加物、食品細菌、乳等の規格等（表5）

県西及び県東保健所から搬入された323検体について、前述以外の規格基準及び衛生規範に係る計820項目の検査を行ったところ、アイスクリーム類2検体で大腸菌群陽性の規格基準違反が認められた。

表2 残留農薬検査結果（令和3年度）

検体名	検体数	項目数	検出 検体数	検出農薬	単位：ppm（基準値）
県産農産物					
いちご	14	4,193	5	ジエトフェンカルブ 0.0053(5) ピラクrostロビン 0.0070(2) ボスカリト [®] 0.038(15)	シフルフェナミト [®] 0.010 0.047(0.7) フルフェノクスロン 0.011 0.023(0.5) マイクロブタニル 0.040(1)
きゅうり	5	1,485	3	クロルフェナピル 0.013(0.5) プロシミト [®] 0.017(4)	ジメトモルフ 0.066(0.7) メタラキシル 0.039(1)
しゅんぎく	7	1,953	2	トリフルラリン 0.021(0.05)	マラチオン 0.0070(0.01)
トマト	4	1,188	1	ボスカリト [®] 0.0089(5)	
にら	1	203	1	テブコナゾール 0.18(10)	
ねぎ	4	1,076	1	アゾキシストロビン 0.027(10)	
ほうれんそう	5	1,435	3	イミダクロプリト [®] 0.015,0.25(15) フルフェノクスロン 0.69(10)	テフルベンス [®] ロン 0.076(5)
輸入農産物					
グレープフルーツ	2	578	2	イマザリル 0.83,1.3(5.0) チアベンダゾール 2.0,2.9(10) ピリメタニル 0.61(10) プロチオホス 0.0052(0.01)	クロルフェナピル0.011(2) ピリプロキシフェン 0.024(2) フルジ [®] オキシニル 0.027(10) メキシフェノジト [®] 0.018(3)
加工食品					
ブランチング野菜 （輸入）	10	690	4	イミダクロプリト [®] 0.0085,0.010(15) ジメトモルフ 0.023(50)	シプロジニル 0.026,0.036(0.5)
畜産物					
鶏の脂肪（輸入）	4	24	—		
豚の脂肪	1	6	—		
牛の脂肪	2	12	—		
合計	59	12,843	22		

表3 残留動物用医薬品検査結果（令和3年度）

検体名	検体数	項目数	検査項目					検出医薬品 （単位：ppm）
			合成抗菌剤	寄生虫用剤	ホルモン剤	抗生物質1	抗生物質2	
鶏卵	10	210	160	30	10		10	—
にじます	1	23	16	2	1	3	1	—
はちみつ	8	15				5	10	—
輸入豚肉	3	66	57	6	3			—
輸入鶏肉	4	4					4	—
合計	26	318	233	38	14	8	25	

表4 カビ毒、水銀、放射性物質、組換え遺伝子、アレルギー検査結果（令和3年度）

項目	検体名	検体数	項目数	結果
カビ毒（総アフラトキシン）	ピーナッツ	2	2	全て不検出
放射性物質（ ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs）	牛乳	18	36	全て不検出
	乳児用食品	4	8	全て不検出
	一般食品	71	142	全て不検出
組換え遺伝子（定性）	トウモロコシ加工品	4	4	全て陰性
同（定量）	大豆穀粒	10	10	全て5%以下
アレルギー（乳） （アレルギー物質）	菓子類6、清涼飲料水2、その他の食品2	10	10	全て適合
同（卵）	菓子類8、その他の食品2	10	10	全て適合

表5 添加物、食品細菌、乳等の規格等検査結果（令和3年度）

検体名	検体数	項目数	検査項目													
			理化学							細菌学						
			保存料	酸化防止剤	甘味料	発色剤	漂白剤	規格・その他	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	その他	抗生物質
魚介類	18	26							4	4				18		
冷凍食品	24	48							24	9	15					
魚介類加工品	8	10	6							4						
肉卵類 ・その加工品	12	54	6			3			1		11	11	11	11		
乳	4	14					8		2	2					2	
乳製品	18	36							18	18						
アイスクリーム類 ・氷菓	15	30							15	15					(2)	
野菜類・果物 ・その加工品	29	58	20	16		3	2		7		3	3		4		
清涼飲料水	20	56	26	10						20						
酒精飲料	5	10	5	5												
その他の食品	170	478							170	154	154					
合計	323	820	63	5	26	3	3	10	241	68	187	168	11	18	15	2

1.2 医薬品・薬物関連検査（表6）

県薬務課から依頼された医薬品等の規格及び無毒大麻中の有害成分等について試験検査を行った。

1.2.1 医薬品等の規格

県内で製造された医薬品、医薬部外品及び医療機器 14 検体、県内に流通している医薬品（後発医薬品等）9 検体について計 89 項目の規格試験を行ったところ、不適合はなかった。

1.2.2 健康食品

県内で販売されている、痩身効果を暗示する健康食品 5 検体について、薬務課の買い上げにより計 20 項目の検査を行ったところ、無承認無許可医薬品は確認されなかった。

1.2.3 大麻

県内栽培のテトラヒドロカンナビノール酸（THCA）の含量の少ない「とちぎしろ」種 440 検体について、在来種との交雑で THCA 含量が増加していないかを検査したところ、全て交雑は認められなかった。

1.3 家庭用品検査（表1）

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により、出生後 24 ヶ月以内の乳幼児用繊維製品 30 検体についてホルムアルデヒドの検査を行った結果、全て基準に適合していた。

表6 医薬品等の試験検査結果（令和3年度）

検体名	検体数	項目数	不適合及び 検出検体数	備 考
医薬品	15	47	—	
医薬部外品	5	30	—	生理処理用品
医療機器	3	12	—	
健康食品（痩身効果を暗示するもの）	5	20	—	無承認無許可医薬品（痩身成分）疑い
無毒大麻	440	1,760	—	とちぎしろ種
精度管理	1	1	—	

2 調査研究

2.1 LC-MS/MSによる農産物中残留農薬の一斉分析法の検討

LC-MS/MSで検査可能な農薬の項目を増加させ、GC-MS/MSが稼働できない場合の影響を軽減させるとともに、2つの機器で分析できる項目を増やすことで、分析結果の信頼性を高める。

2.2 毒キノコ中の有毒成分の分析法の検討

毒キノコの中でも、食中毒発生件数の多いツキヨタケ、クサウラボニタケ、また致死率の高いシロタマゴテングタケ、ドクツルタケの有毒成分の一斉分析法を検討し、食中毒発生時の検査体制の整備を図る。